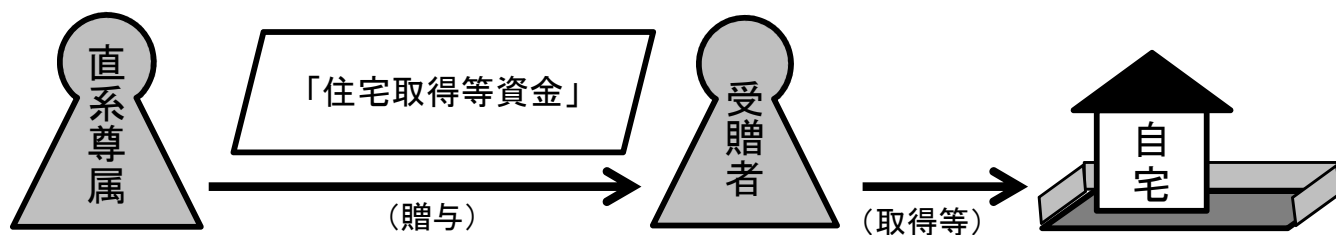


★平成27年度税制改正の資産税改正項目②

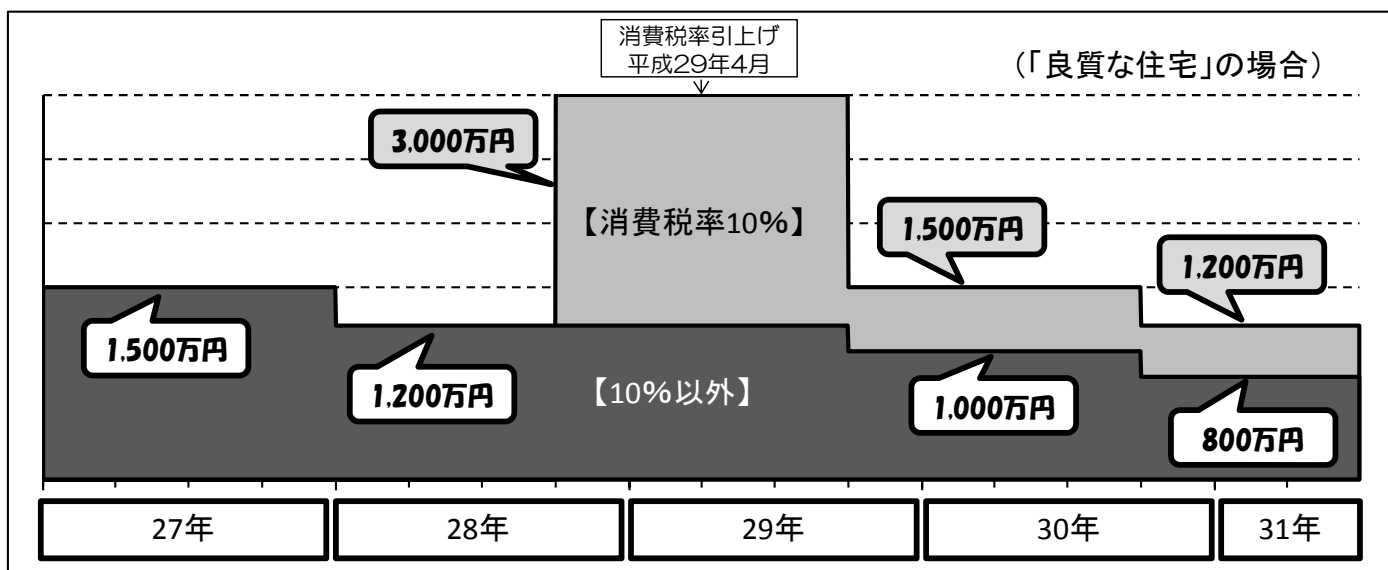
今回は、前回に引き続き平成27年度税制改正項目の第二弾として、「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」についてご案内します。（若林茂）

◎住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の対価に充てるための金銭（以下「住宅取得等資金」といいます。）を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、贈与を受けた方ごとに最大3,000万円までの金額について、贈与税が非課税となります。



◎改正後の「非課税限度額」（財務省資料を参照）



契約時期		平成27年	平成28年1月～平成28年9月	平成28年10月～平成29年9月	平成29年10月～平成30年9月	平成30年10月～平成31年6月
消費税率10%	良質な住宅	—	—	3,000万円	1,500万円	1,200万円
	上記以外	—	—	2,500万円	1,000万円	700万円
10%以外	良質な住宅	1,500万円	1,200万円	1,200万円	1,000万円	800万円
	上記以外	1,000万円	700万円	700万円	500万円	300万円

- 改正前は「贈与時期」によって非課税限度額が決まっていますが、改正後は住宅用家屋の取得等の「契約時期」によって決まります。
- 【10%以外】とは、消費税率8%の場合と、個人間売買で消費税が掛からない場合に適用されます。
- 平成27年1月1日から28年9月30日までに【10%以外】の非課税枠の適用を受けた場合であっても、28年10月以降に新たに住宅を取得等した場合にも【消費税率10%】の非課税枠の適用を受けることができます。（ただし、資金の贈与を同一年中に受けた場合はいずれかのみ適用可能）